

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

(7) 医療職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳			職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	職員数	うち暫定再	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う職務	18	24.7%	医師	12		25	34.2%	医師級
				医長	2				
				主任技師	4				
2級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	7	9.6%	医師	3				
				歯科医師	2				
				主任技師	2				
3級	1 医長の職務 2 主任技師の職務	13	17.8%	主任技師	3		9	12.3%	係長級
				主査	1				
				医長	4				
				旭川子ども総合療育センター課長	1		4	5.5%	課長補佐級
				主幹	2				
				精神保健福祉センター課長	1				
				副院長	1				
4級	1 診療所の長の職務 2 技監又は医療参事の職務	35	47.9%	医療参事	10		26	35.6%	課長級
				総合振興局等の部長	5				
				室長	4				
				道立診療所等の長	7				
				技監	8		9	12.3%	次長級
				参与	1				
合 計		73	100.0%						

備考 「うち暫定再」とは、地方公務員法改正附則（令和3年6月11日法律第63号）第4条第1項で規定する暫定再任用職員。